

中国四国厚生局調査課 標準文書保存期間基準

平成30年4月1日から適用
令和5年11月8日改正
文書管理者：調査課長

| 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 具体例 | 大分類 | 中分類 | 小分類 (行政文書ファイル等の名称) | 保存期間 | 文書管理規則の別表第2の該当事項・業務の区分 | 保存期間終了時の措置 |
|----------------------------------|--|--|---|---------|------------|-----------------------|----------|------------------------|--|
| 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯 | | | | | | | | | |
| 1 個人の権利義務の得喪及びその経緯 | (1) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯 | ① 訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） | ・ 訴状 ・ 期日呼出状 | 訴訟 | 訴訟 | 訴訟関係（〇年（〇）第000号） | 訴訟終結後10年 | 2(1)①11(6) | 以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの |
| | | ② 訴訟の主張又は立証に関する文書（十五の項） | ・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論 ・ 証人等調書 ・ 書証 | | | | | | |
| | | ③ 判決書又は和解調書（十五の項ハ） | ・ 判決書 ・ 和解調書 | | | | | | |
| 2 法人の権利義務の得喪及びその経緯 | (1) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯 | ① 訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） | ・ 訴状 ・ 期日呼出状 | 訴訟 | 訴訟 | 訴訟関係（〇0年（〇）第000号） | 訴訟終結後10年 | 2(1)①11(6) | 以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの |
| | | ② 訴訟の主張又は立証に関する文書（十五の項） | ・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論 ・ 証人等調書 ・ 書証 | | | | | | |
| | | ③ 判決書又は和解調書（十五の項ハ） | ・ 判決書 ・ 和解調書 | | | | | | |
| その他の事項 | | | | | | | | | |
| 3 文書の管理に関する事項 | 文書の管理等 | 行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項） | ・ 標準文書保存期間基準（保存期間表） | 文書管理 | 文書管理 | 保存期間表 | 常用 | 2(1)①22 | 廃棄 |
| 上記各号に該当しない事項 | | | | | | | | | |
| 4 行政相談に関する事項 | 所管業務に関する相談 | 行政相談の内容を記載した文書 | ・ 公益通報 ・ 情報提供 | 医療保険 | 情報提供 | 〇年度情報提供内容検討会 | 5年 | — | 廃棄 |
| | | | | | 情報管理 | 情報提供依頼 | | | |
| 5 所管する業務に係る関係機関等との会議及び連絡調整に関する事項 | 会議の開催及び連絡調整に関する重要な経緯 | 会議及び連絡調整等に関する重要な資料 | ・ 要綱・規程 | 諸規程 | 諸規程 | 〇年度情報提供等処理要領 | 10年 | — | 廃棄 ※現行版は共同支援で管理(常用) |
| 6 その他所管する業務に係る調査等に関する事項 | その他所管する業務に係る調査等に関する事項 | 所管する業務に係る調査等に関する文書 | ・ 開示請求 | 情報公開 | 行政文書開示請求 | 〇年度行政文書開示請求 | 5年 | — | 廃棄 |
| | | | | | 保有個人情報開示請求 | 〇年度保有個人情報開示請求 | | | |
| 7 その他地方厚生局における総合調整に関する事項 | 通知文書の受付及び報告文書に関する事項 | 受付通知文書及び報告文書 | ・ 通知書 ・ 報告書 | 通知・事務連絡 | 通知・事務連絡 | 〇年度通知・事務連絡 | 5年 | — | 廃棄 |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 具体例 | 大分類 | 中分類 | 小分類 (行政文書ファイル等の名称) | 保存期間 | 文書管理規則の別表第 2の該当事項・業務の 区分 | 保存期間終了時の措 置 |
|-----|-------|----------------|-----|-----|-----|-----------------------|------|--------------------------------|----------------|
|-----|-------|----------------|-----|-----|-----|-----------------------|------|--------------------------------|----------------|

※ 国家公務員共済組合法に定める各帳簿等については、国の行政文書に該当しない。したがって、標準文書保存期間基準に定めることを要しない。